

介護保険法に基づくグループホームの指定取消し処分

1. 処分を行う事業所の概要

- ・事業所名 ナチュラル舞子グループホーム
- ・サービス種別 認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護
- ・所在地 神戸市垂水区舞子台2丁目9番13号
- ・運営法人 タツミ商事株式会社
(代表取締役：田中 穂積)
(所在地：神戸市西区桜が丘東町2丁目8番地の13)
- ・指定年月日 平成18年4月1日
- ・利用者数 16人（平成29年7月18日時点）

2. 処分の内容

指定の取消し

3. 処分年月日

平成29年7月21日（金曜）

4. 処分効力発生日

平成30年4月1日（日曜）

5. これまでの経緯

- 平成28年12月16日～ 介護保険法に基づく監査を実施
- 平成28年12月～29年6月 不正事実の確認のための書類精査等
- 平成29年7月13日 事業者に対し行政手続法に基づく聴聞を実施

6. 処分を行う理由

- (1) 地域密着型介護サービス費及び地域密着型介護予防サービス費の請求に関する不正（介護保険法第78条の10第8号及び同法第115条の19第7号）
人員基準を満たしていないにもかかわらず、人員欠如による減算を算定せずに、報酬を不正に請求し受領した（平成26年10月から平成28年11月まで）。
- (2) 不正の手段により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定更新を受けた。（介護保険法第78条の10第11号及び同法第115条の19第10号）
平成28年2月の指定更新（平成28年1月申請）時、人員基準を満たすように偽造した勤務表を提出するという不正の手段により指定更新を受けた。

7. 根拠法令

介護保険法第78条の10第8号（不正請求）

介護保険法第115条の19第7号（不正請求）

介護保険法第78条の10第11号（虚偽の指定申請）

介護保険法第115条の19第10号（虚偽の指定申請）

8. 事業者に対する経済上の措置

不正に請求し、受領した介護サービス費及び介護予防サービス費（約2,090万円）を返還させるほか、介護保険法第22条第3項の規定に基づき返還額に100分の40を乗じて得た加算額（約840万円）を加え、合計約2,930万円を徴収する予定である。